

令和5年度 事業計画

事業計画附属明細書

公益財団法人生長の家社会事業団

児童養護施設 生長の家神の国寮



生長の家神の国寮 「職場改善宣言」

私たち生長の家神の国寮の職員は、未来ある子どもたちのため、「凡事徹底」の精神で職場改善にあたることを宣言します。

1, 挨拶（礼儀）

社会生活を営むうえで挨拶（礼儀）の必要性を再認識し、職員間のみならず、関係機関や来所した方へも挨拶（礼儀）を徹底して行います。また、子どもたちにも挨拶（礼儀）の大切さを教え、常に相手をおもいやる心を育みます。

2, 環境整備

子どもたちが生活する場所は基より、職場内外の整理、整頓、掃除を心がけます。修繕が必要な場合には速やかに管理者に報告するなど、担当ホームに限らず常に施設内の環境整備を意識しながら業務を行います。

3, 地域とのつながり

地域での子育て・見守り活動に積極的に参加します。全職員が子どもたちの通う学校は基より、自治会・お祭り・スポーツ活動・塾・アルバイト先まで施設児童が関わりのある地域とのつながりを大切にしながら、子どもたちの支援を行います。

4, プラス1

仕事（業務 作業 職務）を行う上で、常にプラス1を意識します。通常の仕事の他に自分が周囲の人や物に対しても良い働きができるように自己改革に勤めます。その為の努力は惜しみません。

例）・相手をおもいやる心 ・職場をおもいやる心 ・将来の自分への投資
・将来の職場への投資・・・など

「凡事徹底」のこころ

1. ひとつ拾えば一つだけきれいになる。
2. 一人の百歩より百人の一步。
3. 知識や技術は人格には及ばない。
4. 能率や効率だけが万能ではない。
5. ゴミを拾う人は捨てない。
6. 小さく生きて大きく遺す。
7. やっておいてよかった。
8. 心あるところに宝あり。
9. いいことに手を使う。
10. 有利なことは控えめに。
11. 誰にでもできる平凡な事を、誰にもできないくらい徹底する。
12. 小さなことを疎かにしない。
13. 感謝に勝る能力なし

I 概要

1. 生長の家神の国寮設立の経緯と沿革

(1) 公益財団法人生長の家社会事業団及び生長の家神の国寮設立の経緯

生長の家創始者 谷口雅春先生は、大東亜戦争敗戦後の日本の惨状を憂い、日本復興のための社会貢献活動をする目的で生長の家社会事業団を設立されました。谷口雅春先生は設立に際して『生命の實相』の著作権等を基本財産として寄付され、昭和 20 年 11 月 14 日付けで東京都知事に対して、設立発起人代表として財団法人生長の家社会事業団の設立を申請し、昭和 21 年 1 月 8 日に設立を許可されました。

生長の家の児童福祉事業は、戦争で家も身寄りも失った戦災孤児達を、港区赤坂にあった花嫁学校の「家庭光明寮」に収容して養護・養育した「生長の家神の国寮」事業がその始まりです。

その後、昭和 23 年 6 月 1 日に「生長の家神の国寮」は児童福祉法に基づく養護施設として認可され、建物の老朽化に伴い昭和 41 年 8 月 1 日に国立市富士見台に移転して、現在に至っています。

(2) 公益財団法人生長の家社会事業団の目的及び事業

この法人は、創立者谷口雅春の日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、諸種の社会事情によって生じた要保護児童の収容及び生活指導並びに宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全な育成を行うとともに、世界各国の宗教聖典等の収集、調査研究、編纂、保存、公開、各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等により、国際相互理解の促進、信教の自由の尊重及び社会文化の振興を図り、その他社会情勢の変遷に応じて社会の福利を図るための文化科学的研究の振興普及に寄与し、並びにこの法人の目的・事業に協賛する本邦及び世界各国団体との親善提携を促進し、もって社会厚生事業並びに社会文化事業の発展強化を図ることを目的とする。(『公益財団法人生長の家社会事業団定款』より抜粋)

(3) 生長の家神の国寮の基本方針

- 生長の家神の国寮は、児童福祉法に基づく民間児童養護施設として、児童の権利擁護と福祉の増進を図り、地域福祉とりわけ児童福祉の発展に努める。
- 生長の家神の国寮は、創始者谷口雅春先生の児童教育の理念である「子供の神性・仏性を礼拝」する「生命の教育」にのっとり、児童ひとりひとりを大切にする「人間尊重の精神」で養護・養育に全力を尽くす。
- 職員は、愛情と信頼と受容的雰囲気の中で、児童の個性・適性を尊重し、児童が安心して自立する心、他を思いやる心、感謝する心を豊かに育て、家庭への復帰、社会生活への出発が円滑に行えるよう養育に努める。

沿革史（児童養護施設生長の家神の国寮の歴史）

- 昭和20年9月 創立者谷口雅春先生のご指示で戦災孤児を港区赤坂の旧家庭光明寮に収容。
- 昭和21年1月 財団法人生長の家社会事業団が設立認可され、初代理事長に谷口雅春先生、理事に谷口輝子先生、寮母に三田栄美就任。児童定員30名。
- 昭和23年4月 藤原安子（旧姓森）寮母に就任。
- 昭和23年5月 谷口清超先生第二代目理事長に就任。
- 昭和23年6月 児童福祉法による養護施設生長の家神の国寮の認可を得る。
- 昭和23年8月 秋田重季第三代理事長に就任、寮長を兼任。
- 昭和30年1月 清都理之第四代理事長に就任、奥田寛寮長に就任。
- 昭和31年1月 片岡直子寮母に就任。
- 昭和31年3月 生長の家神の国寮の増築を行い、児童定員50名になる。
- 昭和32年2月 清都理門第五代理事長に就任。
- 昭和33年3月 清都理之第六代理事長に再任。
- 昭和41年8月 財団法人本部及び養護施設生長の家神の国寮を国立市富士見台に新築移転。
- 昭和42年3月 中神学寮長に就任。
- 昭和44年4月 天皇陛下より「神の国寮」に対し御下賜金を賜る。
- 昭和50年12月 国井主友寮長に就任。
- 昭和54年7月 半田大定第七代理事長に就任。
- 昭和59年7月 竹下玲児寮長に就任。
- 昭和62年7月 生長の家神の国寮施設のサンルーム増改築。
- 昭和63年4月 江守大定（旧姓半田）寮長に就任。
- 平成元年4月 生長の家神の国寮施設のサンルーム増改築。
- 平成2年6月 生長の家神の国寮施設の鉄筋3階建て別棟新築。
- 平成3年6月 生長の家神の国寮施設の食堂を拡張し調理員休憩室を新設。
- 平成4年4月 水谷正寮長に就任。
- 平成4年12月 吉田武利第八理事長に就任。
- 平成7年1月 安積友成第九理事長に就任。
- 平成8年4月 隣接する生長の家国立道場(借用)を、施設補完設備として活用。
- 平成10年1月 松下昭第十代理事長に就任。
- 平成12年11月 松下昭寮長に就任。
- 平成17年4月 国立市谷保にグループホーム「プラムフィールド」開設。(国型)
- 平成18年4月 国分寺市東元町にグループホーム「櫨の家」開設。(都型)
- 平成19年3月 立川市富士見町にグループホーム「さくらんぼの家」開設。(都型)
- 平成21年3月 府中市北山町にグループホーム「ひまわりの家」開設。(国型)
- 平成22年4月 本園にて小規模グループケア事業の開始。児童定員52名になる。
- 平成24年4月 内閣総理大臣より公益財団法人に認定。
- 平成24年6月 新本体施設が竣工する。
- 平成26年3月 久保文剛第十一代理事長に就任。荒地光泰寮長に就任。
- 平成27年4月 既存建屋一階を改修し、みんなの広場「こすもす」の運用を開始する。
- 平成29年4月 國弘昭義寮長に就任。
- 令和3年4月 総定員52名から48名
- ・ 本体施設定員30名（本園24名＋小規模GC地域型6名）
 - ・ 国型18名（地域小規模児童養護施設6名×3ホーム）

2. 児童養護施設生長の家神の国寮の基本理念

<基本理念>

- ◎ 子どもの「最善の幸せ」のために、寄り添い、支援します
- ◎ 子どもに宿る天分を信じて、「讃嘆の言葉」で引き出します
- ◎ 子どもに「年中行事」を通して日本の伝統文化を伝えます

<めざすべき施設像>

生長の家神の国寮は、子どもも職員も笑顔はじける「幸せ感いっぱいの施設」をめざします。具体的には、

- ① いかなる措置理由によって入所してきた子どもでも、行き届いたインケア・アフターケアを通して必ず幸せな人生を創造できるんだ！という信念のもと、子どもたちに「生きる自信と勇気」を培ってあげられる施設でありたい！
- ② 職員同士が支え合い、讃え合い、認め合い、子どもに寄り添い、子どもとともに生長し、いつも幸せな笑顔いっぱいの職員のいる施設でありたい！

この二つは、コインの裏表でありましょう。子どもの幸せな人生は、幸せな職員の満面の笑顔からしか生まれないと信じるからです。

「人間は幸福になるために生まれてきた！」ー生長の家神の国寮の職員は、いかなる環境に育った子どもが措置入所されてこようと、この信念で子どもたちを受け止め、抱きしめ、受け入れ、愛することを誓います。心をひとつに、子どもたちが「この世に生まれてきてよかった！」と感謝できるような「幸福感」を与えることができる養護養育に全力で取り組む所存です。

<基本理念の説明>

◎子どもの「最善の幸せ」のために、寄り添い、支援します

私たちは、『児童憲章』の前文に示された「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んぜられる」「児童はよい環境の中で育てられる」という言葉の重たさを心に刻み、専門職としての誇りをもって養護・養育にあたります。それは、日常の生活をともにする「養育」と「援助」の中で、何気ない日々の24時間の生活そのもの（衣食住）を、子どもたちに安堵感を与えるような質のよいものにしていく不断の努力に他なりません。

「安心すれば、安定する」「安定すれば、前を向ける」

被虐待等、さまざまな事情によって施設入所を余儀なくされた子どもたちにとって、「生活」を通してのかかわりの全てが、子どもの心身の成長、こころの癒しと生長に直結します。子どもの人格形成に不可欠の「安心感」と「信頼感」を持てるよう、私たちは安心の生活と信頼できる人間関係の回復に全力を尽くします。

◎子どもに宿る天分を信じて、「讃嘆の言葉」で引き出します

私たちは、創立者谷口雅春先生の提唱された教育理念である「生命の教育」を実践します。具体的には、子どもに宿る「天分」（「神性・仏性」）を礼拝し、長所を認め、長所を伸ばす「褒める教育」の実践です。そのために、私たちは「和顔・愛語・讃嘆」を実践します。

「いつも言っている言葉が信念となり、信念が人生となる」

明るい笑顔（和顔）と花びらがふりそそぐような善き言葉（愛語）と讃嘆によって、子どもに宿る「神性・仏性」を引き出すことを日々の養育の中で実践します。

◎子どもに「年中行事」を通して、日本の伝統文化を伝えます

私たちは、日本の長い歴史に培われてきたよき伝統・文化を大切に、後世に継承することをめざします。具体的には、年中行事を通して日本の家庭のイメージを子どもたちに伝え、将来、よき家庭人となるよう導きます。さらに、社会の一員として、ボランティアや地域行事等にも積極的に参加し、「愛他のこころ」を涵養します。

3. 児童養護施設の環境

(1) 所在地・環境

1. 生長の家神の国寮本体施設 ※自己所有

所在地 東京都国立市富士見台2-39-1

敷地面積 1285.94㎡

建物 【既存建屋】

構造：鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建

床面積：1階286.11㎡、2階266.14㎡

【本体施設】

構造：鉄筋コンクリート作陸屋根3階建

床面積：1階473.10㎡、2階389.26㎡、3階389.26㎡

構成 一階には事務スペース、会議室、応接室、医務室、及びセラピールームがあり、自立訓練室二箇所を備えている。二階には「ひだまり」「枇杷の家」の二ホームを、三階には「太陽の家」「みつばちの家」の二ホームを設けており、それぞれ定員6名の小規模グループケア事業を展開している。

2. プラムフィールド ※賃貸 (地域小規模児童養護施設)

所在地 東京都国立市谷保

契約面積 136.74㎡

構造 鉄筋ALC地上2階

3. 樺(けやき)の家 ※賃貸 (小規模グループケア地域型ホーム)

所在地 東京都立川市羽衣町

契約面積 161.66㎡

構造 木造2階建

4. さくらんぼの家 ※賃貸 (地域小規模児童養護施設)

所在地 東京都国立市富士見台3丁目

敷地面積 170.30㎡

構造 木造2階建

5. ひまわりの家 ※賃貸 (地域小規模児童養護施設)

所在地 東京都国立市富士見台3丁目

敷地面積 170.30㎡

構造 木造2階建

(2) 職員構成(令和5年4月現在)

正副施設長・・・・・・・・・・ 2名

事務員・・・・・・・・・・ 2名

児童指導員・保育士等・・・・・・・・ 51名

管理栄養士・・・・・・・・・・ 1名

看護師・・・・・・・・・・ 1名

心理職・・・・・・・・・・ 4名(非常勤含む)

4. 中長期計画

生長の家神の国寮は、国の認可を受けた公益財団法人生長の家社会事業団が児童福祉法に基づき運営する児童養護施設であり、社会の公器としてその責務を果たしています。

創設者谷口雅春先生は、78年前、焼け野原となった東京・赤坂の地で戦災孤児をはじめ多くの児童を愛育されました。私たちは、その愛深いお心を忘れることなく、いかなる子どもも受け入れて見放さないとの「変わることを信じる信念」をもって日々の生活支援に取り組めます。

また同時に、施設の高機能化・多様化が求められ、地域の要保護・要支援家庭への子育て支援（地域貢献）が求められる中、私達自身も日々生長し「変わっていく」ことが求められています。そのような「改革の時代」において、私達は、子どもの最善の幸せのために、以下の中長期計画の実現をめざして日々の養護養育に取り組めます。

<生長の家神の国寮のめざすもの>

- ・児童の安心安全の生活を実現する
- ・社会の公器として国家社会に貢献する
- ・職員の物心両面の幸福を実現する

<われらの決意>

- ・国家社会への貢献（使命）
- ・「神性・仏性」を礼拝する（信念）
- ・「和願・愛語・讃嘆」の実践（行動）

<今後求められる更なる高機能化と地域貢献事業の拡大のために>

「児童養護施設運営指針」（厚生労働省）には「この指針は、そこに暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること（well-being）を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、児童養護施設を社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらに、そこで暮らす子どもたちにひとり一人の発達を保障する取組を創出していくとともに、児童養護施設が持っている支援機能を地域に還元していく展開が求められる」とあり、地域における児童養護施設の役割の大きさが明示されている。

ここに示されている「社会に開かれた施設」として更なる高機能化、地域貢献事業の拡大を実現するため、以下の三つのステップでの中長期計画を実現したい。

<ステップⅠー令和5年度～6年度>

- ・令和5年度中に新たなグループホームを1棟新設する。
- ・令和6年度から本園を3ユニット体制に改編し、更なる機能強化をはかる。
- ・令和6年度中に本園内の改装を行い、「子育て支援センターIN神の国寮（結和「むすびあい」）」を開設し、包括的な地域貢献事業の展開をめざす。

<ステップⅡー令和7年度以降>

- ・本園3ユニット体制を機能強化型ユニットとして充実強化していくとともに、本園センター機能を一層強化する。
- ・「子育て支援センターIN神の国寮（結和「むすびあい」）」を地域子育て支援事業の拠点施設として確立するとともに、高度な養育技能を身につけた施設職員による地域の要保護・要支援家庭・児童等への支援を行う。

<ステップⅢー将来構想>

- ・将来的に、グループホーム6棟（定員6名×6ホーム）＋機能強化型ホーム3ユニット（定員4名×3ユニット）体制をめざす。

5. 令和5年度 施設運営方針

<基本方針>

児童養護施設に求められている「3つの機能」の更なる充実強化を実践する

○ 施設に求められている「3つの機能」

<個別養育機能>

児童養護施設が大切に育んできた子どもと大人（養育者）の日々の営みである「**個別養育機能**」の充実強化をめざし、各ホームの職員配置の増員を行う。

<支援拠点機能>

施設運営の基盤となって支えるのが「**支援拠点機能**」であり、施設の組織マネジメント、人財育成、「働き方改革」、（ケアワークの質の向上と職員の心身の健康に配慮した勤怠管理・シフト作り・メンタルヘルス等）を推進する。

<地域支援機能>

高度な養育技能を身につけた施設職員による地域の要保護・要支援家庭・児童等への支援である「**地域支援機能**」の充実強化をめざし、全職員が職域を超えて地域の子育て支援事業の意義を学ぶとともに「包括的地域子育て支援センター」構築に向けた具体的準備を行う。

（1）「個別的養育機能」の充実強化の更なる推進

ー高度な養育技能を身につけた養育のプロ集団をめざして

- ① 各ホームでホーム長を中心に養育方針を共有し、養育者を孤立させない「チームケア」を実践するとともに、施設全体で各ホームのケアワーカーに寄り添う重層的ケア体制を構築する。
- ② そのために、本年度から「2ホーム1ブロック体制」を構築する。
具体的には、本園2階ブロック（ひだまり、枇杷の家）、本園3階ブロック（太陽の家、みつばちの家）、グループホームAブロック（プラムフィールド、樺の家）、グループホームBブロック（さくらんぼの家、ひまわりの家）の4つのブロックを構築する。
- ③ 各ブロックにはブロック担当者（ブロック長）を配置し、担当する2ホームのホーム長のよき相談者となり、ホーム職員を支えて入所児童に対するきめ細かいケースワーク（自立支援、家庭支援等）の推進をめざす。

（2）「支援拠点機能」の充実強化の更なる推進

ー本園センター機能の強化と専門チームによる人財育成

- ① 本園センター機能の強化：「処遇系専門職」「医療系心理系専門職」を専属配置し、専門職による本園・GH各ホーム（児童・職員）への支援並びに地域への支援体制を強化し、施設の高機能化をより一層推進する。
- ② 「専門チーム」によるケースワーク、自立支援、地域支援等を推進するとともに、職員の専門性を高める「人財育成」に取り組む。
- ③ 職員が安心して働き続けるために、本年度、「メンタルヘルス」実施のプログラムを策定するとともに、キャリアパス（評価制度）の構築と定着に取り組む。

（3）「地域支援機能」の充実強化の更なる推進

ー「包括的地域子育て支援センター」構築をめざして

- ① 施設が地域・社会で担うべき「地域子育て支援事業」の意義を全職員が共有し、365日24時間、児童の養育支援にあたっている施設職員（養育のプロ）として、地域の子

育て支援の各種ニーズに応えていく。

- ② 令和6年度に「包括的地域子育て支援センター」として「子育て支援センターIN 神の国寮（結和「むすびあい」）」を開設する。そのために、「地域支援プロジェクトチーム」のメンバーを中心に開設準備を進めるとともに、地域の子育て支援事業の意義を学ぶ研修を開催し、「交流研修勤務」等を通じて全ての職員が地域貢献事業に参画する。
- ③ 「子育て支援センターIN神の国寮（結和「むすびあい」）」開設に向け、著名人の講師を招聘する「人生を豊かにする講演会」「子育て支援のための講演会」「音楽と講演のつどい」等のイベントを企画し、地域社会への貢献を行う。
- ④ 里親家庭への訪問支援や里親の研修受け入れ等の里親支援事業を継続発展させる。

＜運営方針＞

① 組織・施設運営

- 法令や児童福祉のニーズに基づいて、業務の適正化および標準化を図る。
- 施設の理念・方針・指導の共通理解を深めるための寮内研修を定例開催する。
 - ・ 創立者谷口雅春先生の深い愛によって設立された神の国寮の理念の研修
 - ・ ケアワーカー及びケースワーカーのスキルアップ研修
 - ・ 里親支援や地域のニーズに応える「地域子育て支援事業」の意義※外部講師を招聘する研修並びに神の国寮職員による研究発表
- 職域、所属ホームを超えて「交流研修勤務」を実施する。
- 第三者評価・東京都指導検査の評価結果を共有しこれに基づき運営改善を行なう。
- 職員採用方針・計画を策定し、人材の確保・定着・育成を図る。
- 全職員が施設の代表として、礼節をもって関係機関、団体、地域住民等と関わる。

② 高機能化

- ケアニーズの高い児童の進捗状況を短期的に確認する「児童精神科医指導のケースカンファレンス」を毎月開催する。
 - ※「ケースカンファレンス」において決定された治療方針に基づいて、児童精神科医、心理士、看護師、その他職域が介入し、治療的養育を推進する。
- 全児童に「担当職員」とともに「担当心理士」が配置されていることを周知し、担当心理士は心理療法・生活場面面接・定期アセスメントを各児童に応じて実施する。
- 医療的ケア職員（看護師）を配置し服薬管理や保健衛生を徹底する。

③ 権利擁護

- 常に子どもの最善の利益を考慮し、「子どもの意見表明」の機会を常時確保するとともに、児童会等を定例開催して子どもの意見を踏まえた養育・支援を行なう。
- 施設内外の研修等を通じて全職員が人権感覚を磨き、日常の支援を点検する。
- 第三者委員の配置をはじめとする苦情解決のシステムや『子どもの権利ノート』の活用や意見箱等により、子ども自身が意見を表明しやすい環境をつくる。
- 「人権擁護チェックリスト」を用いて、施設内の取り組みを点検・改善する。

④ 生活支援

- 子どもの安全・安心を第一義とし、暴力のない施設を実現する。
 - ※暴力によらないコミュニケーションを児童が習得するための支援を行う。
- 常に清潔・安全・快適な生活環境を整え、生活の質を高める。
 - ※管理栄養士がケアワーカーと連携して「食」の充実を図る。
- チームケアを推進し、児童と職員集団の信頼関係に基づいた養育支援を確立する。

⑤ 自立支援

- 子どもの「強み(ストロング・ポイント)」に着目し、「強み(ストロング・ポイント)」を認め伸ばす支援をめざすとともに、日々の生活の中で自己選択・自己決定を可能な限り尊重する。

- ※自立支援計画書に各児童の「強み(ストロング・ポイント)」を盛り込む。
- 子どもの意向を踏まえた「自立支援計画書」の策定により、子ども自身と職員が展望を共有する。
- 「職業指導員」は「自立支援CO」と協働・連携してキャリア支援を行う。
 - ※キャリア支援の一環として、本年度も寮内の畑作りを継続して行う。
 - ※外部機関と協働して、児童一人一人の特性を知る機会を提供する取り組みを行う。
- 家庭復帰・養育家庭委託が適当とされる場合を除き、高校卒業を最低限度として入所支援を継続する。更に、高校卒業後も必要に応じて措置延長するとともに、児童の意向を踏まえて「社会的養護自立支援事業」等を積極的に活用する。
 - ※自立支援COをリーダーとする「自立支援チーム」を本園・GH職員によって構成し、社会的養護自立支援事業等の活用を積極的に推進する

⑥ 退所後の相談・援助

- 施設退所後の孤立の防止を第一義に、全ての退所者を対象に相談・援助の体制を整えることをめざす。これについては、入所中から全児童に対して説明を行なう。
 - ※社会的養護自立支援事業の活用と退所後の相談援助の取り組みを更に強化する。
- 退所後の援助計画や援助記録、アフターケア実施状況等を用いて、可能な限り退所者の生活状況の把握・共有・可視化に努める。
- 「自立支援に関する施設としての考え方の柱」作りに着手し、「アフターケア実施要項」にそって必要な相談・援助を実施することをめざす。これらは退所者一人一人のニーズに沿って、必要な社会資源と退所者をつなぐことを第一義とする。

⑦ 家族支援

- 家庭復帰が望めるか否かにかかわらず、子どもの安全が保てる限りにおいて家族との関係を最大限に尊重し、手紙や電話等の通信、面会、外出、一時帰宅、学校行事への参加等、交流の機会を確保する。
 - ※ケアワーカーは家庭支援専門相談員との協働で保護者の状況を把握し、児童や関係機関と調整を行う。
 - ※新たに児童・家族向けに施設生活や決まりが分かるパンフレットを作成する。
- 家庭復帰に向けては家庭の養育環境の改善に向けた支援を他機関と連携して行い、措置事由の再発をはじめとするリスクへの対応を十分に検討する。
- 家族との関係について、子どもが適切な理解を得られるように必要な支援や説明を行う。交流が途絶えた場合もその理由について子どもに責任がないことも含めて説明し、フレンドホーム・個別交流ボランティア等の活用を含めて代替支援を検討する。

⑧ 地域・里親支援

- 国立市の子どもショートステイ事業を引き続き受託する。
- 令和6年度に「包括的地域子育て支援センター」として開設する「子育て支援センターIN神の国寮（結和「むすびあい」）」の準備プロジェクトを推進する。
- 施設が地域・社会で担うべき役割を明確にし、全職員共有の下で実践する。
 - ※「子育てひろば」「地域食堂・おいしい時間」を開催する。
- 里親支援専門相談員を配置し、関係機関と連携しながら里親支援の業務を行う。
- 地域の行政・福祉・教育機関等との協働関係を構築し、地域の子育て支援ニーズを把握する。
 - ※国立市の要保護児童地域対策協議会に引き続き参画する。
- 児童の通園通学している幼稚園・小学校・中学校との連絡会を定期的に開催する。

⑨ 人財育成

- 職員個々の強みが活かされ、長く働き続けることがきる職場環境をつくるため、キャリアパスの構築と定着、メンタルヘルスの仕組み作りに取り組む。
- 施設内研修をはじめ、職員個々の目標に沿った施設全体の研修計画を立案する。
- 施設内で、「新人研修」「チューター会議」「ホーム長会議」の三層で研修・会議を実施し、それぞれのスキルアップと意識の向上につなげる。

- 個別の職員の目標や施設からの役割・期待に沿って、施設内外の役割を担うとともに、計画的に研修等へ参加する。
- 各職員の職歴・職種・経験を活かしたOJTや学び合いの仕組みを整備する。

⑩ 機関等連携

- 学校・児童相談所・子ども家庭支援センター等の関係機関とは適切に情報を共有し、児童支援に関わる協働関係を構築する。
※学校や児童相談所とは適切に情報を共有し、意思疎通の場を十分に確保する。
- ケアワーカーは関係職員と協働して関係機関との連携を図る。
- 全国児童養護施設協議会や東京都社会福祉協議会児童部会をはじめとする業界関連組織の活動に積極的に関与・協力し、全体的な運営水準の向上に貢献する。

⑪ 社会啓発

- 実習生、インターン、ボランティア等の積極的な受け入れを通して、開かれた施設運営を行なう。
- 地域や関係機関（研究機関や報道機関を含む）からの問い合わせには、児童のプライバシー保護をはじめ必要な配慮を行なった上で適正に対応する。
- ホームページの活用、サポートペアレント等の支援者拡大の活動、各種学習会への積極的な参加等によって、社会的養護への理解を広める。

<めざすべき施設・職員像>

- ① 理念・方針・指導の一貫性（共通理解）をもった施設
- ② 自ら意識して「やりたい！」と言える施設
※受け身ではなく自主的に新たなことにチャレンジ
- ③ 安心して長く働き続けることができる施設
- ④ よい職員集団 ※風通しのよい組織（助言・見守り・支持）
- ⑤ 喜びを感じる ※ねぎらいの言葉、感謝の言葉・態度、認める・褒める

- ◎ “育てる人を育てる”ことこそ人財育成の要であり、職員が一致団結して「施設理念」を共有し「神の国寮」の職員としての誇りをもって、ケアワーカーとしての専門性を更に高めていこう！
- ◎ 神の国寮の掲げる職員の理想像は「情熱(Passion)」と「使命(Mission)」をもって「行動(Action)」できる人物。養育方針の共有とかぶり勤務を促進して、養育者を孤立させない「チームケア」を徹底しよう！
- ◎ 何より大切にしたいことは、職員同士の「和顔」「愛語」「讃嘆」の実践である。笑顔（和顔）で挨拶を交わし、相手を活かし尊重する明るいプラス言葉（愛語）が語られ、互いのストロング・ポイントを認めて褒める（讃嘆）！お互いを認め合い、支え合い、讃え合い、尊敬し合う、そんな“笑顔溢れる神の国寮”を創出しよう！

6. 児童の人権を擁護する支援の推進

(1) 児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約は、国連で1989年11月に採択され、日本では1994年（平成6年）4月22日に批准されました。

この条約の内容として、生命に関する権利、家族から分離されない権利、意見表明する権利、表現の自由の権利等の、五十四箇条の条文から成り立っています。

（文部科学省ウェブサイト：『児童の権利に関する条約』より）

(2) 児童養護施設に関する児童の人権擁護

児童養護施設に入所する児童の主な理由として家庭の諸事情により入所するケースに加え、虐待ケースで入所する児童が年々増加傾向にあり、心に傷を受け様々な反応を示す子どもに対応するため、求められる施設機能は多岐にわたる。

そのため、対応する施設職員も子どもの対応の難しさに苦悩し疲弊することが多々あることは否めない。

心に傷を負った子どものケアは、安心・安全な環境の提供、信頼できる大人との愛着関係の構築、トラウマ治療等の心理的な関わり等々、多角的な側面でのケアが求められており、その大前提として、子どもの権利を擁護する支援の実践がある。

まず、施設職員自身の子どもの権利擁護意識を高める働きかけとして、①内部・外部研修の受講や、②職員自身の自己点検（児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト）の実施、③第三者評価利用者調査結果のフィードバックがある。

又、子どもから職員への権利侵害や子ども同士の権利侵害の事案も起こっており、職員の子どもの対する権利養護意識の向上・実践のみならず、入所児童への権利擁護教育は必要不可欠である。

(3) 神の国寮における児童の人権擁護の取り組み

神の国寮創立者、谷口雅春先生の児童教育理念である「子どもの神性・仏性を礼拝」する「生命の教育」を基本とした養育の実践に加え、神の国寮職員の主体的な活動である「権利擁護委員会」を活性化し、ホーム単位のグループケア、精神科医・専門職・ケアワーカーの協働による多角的・重層的なアプローチを行うことで、職員の児童に対する人権擁護意識を高め、ケアワーカーの負担感の共有とレスパイトを図りながら、施設養護における児童への権利侵害防止の土壌を作る。

又、入所児童に対しては、日々の生活の中での権利意識の丁寧な説明や児童会での権利についての話し合い、「子どもの権利ノート」を利用しながらの人権教育等々、対職員・対児童への人権擁護に対する教育の担保は、神の国寮のみならず児童養護施設全体の課題であり、果たすべき命題である。

(4) 具体的な取り組みについて、方法など

	主な取り組み・情報把握・改善の取り組み
児童	○意見箱 ○児童会 ○子どもの権利ノート配布・説明 ○苦情解決（第三者）委員への相談 ○担当職員との個別行事等 ○第三者評価アンケート調査 ○担当心理職との面談等
一般職員	※各種会議（主にホーム会議）での共有※苦情解決（第三者）委員会への報告・改善 ※権利擁護の為にチェックリストを利用しての自己評価 ※職員会議時に「子どもの最善のための」倫理綱領の唱和 ※第三者評価アンケート実施と職員へのフィードバック ○児童会 ○児童との個別の関わり
役職者 (副主任以上)	○一般職員※印の内容を実施 ○施設運営会議での情報共有と対応策の協議

<参考資料>

I. 創立者・谷口雅春先生の提唱された「生命の教育」

児童養護施設「生長の家神の国寮」では、毎年11月22日を期して「創設者感謝のつどい」を開催している。

この日は、創設者である谷口雅春先生のお誕生日であり、職員・児童そろって創設者の墓地のある「多磨霊園」にお詣りし、谷口雅春先生・輝子先生ご夫妻への感謝の祈りを捧げ、創立の精神を学んでいる。

こうした取り組みは、日々子どもたちへのよりよきケアワークにとって、さらには生長の家神の国寮の基本方針を確認し、より一層深めていく意味において極めて有益である。（註1）

谷口雅春先生は、現代のバイブル（註2）と称される『生命の實相』の著者であり、稀代の宗教家、光明思想家として近代日本の思想界に多くの影響を与えている。先生の説かれる「光明思想」「幸福哲学」は人々に救いと福音をもたらし、その教育論は「生命の教育」として学校教育はもとより家庭教育、社会教育において児童の健全育成に多大な成果をあげている。

生長の家神の国寮においても、創設者谷口雅春先生の提唱される「生命の教育」（子どもの神性・仏性を礼拝し、内在する無限の可能性を引き出す教育）を児童の養護・養育に援用し実践することを基本方針に掲げている。

（註1）他の施設においても同様の取り組みがなされている。隣接する東京都立川市にある児童養護施設「至誠学園」では、秋の彼岸に、子どもたちと引率職員で、青山の善光寺に参詣。

この寺院には、至誠学園創設者の故高橋利成・田津子ご夫妻の墓地があり、浄土宗の開祖である法然上人の教えである「至誠心」を学び確認している。

また、アメリカの「フラナガンズ・ボーイズアンドガールズタウン」（全米1の規模を誇る児童養護施設）では、創設者フラナガン牧師の創設の精神である“神のみ前において、すべての子どもは尊敬され神の祝福を受ける”を常にケアワークの基本精神にしている。

（註2）鳩山一郎氏（元首相）は『生命の實相』について次のように記している。

私は先年来『生命の實相』を愛読しているのであるが、この書に盛られている内容は、哲学、宗教、心理学、教育学等すこぶる多方面に亘っているので、簡単に名称づけることは困難である。しかし、私はこれを概評して「近代人間学」と名づけたい。更にいうならば「本来の完全なる人間」を引き出すがための「新時代のバイブル」である。

II. 「生命の教育」の養護・養育における実践

生長の家神の国寮では、職員一人一人が『児童憲章』の前文に示された「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んぜられる」「児童はよい環境の中で育てられる」という言葉の重たさを銘記して、自己の専門職としての誇りをもって養護養育にあたっている。それは、日常生活をともにする「養育」と「援助」の中で、何気ない日々の24時間の生活そのもの（衣食住）を、子どもたちに安堵感を与えるような質のよいものにしていく不断の努力に他ならない。

“安心すれば、安定する” “安定すれば、前を向ける”

被虐等、さまざまな事情によって施設入所を余儀なくされた子どもたちにとって、「生活」を通してのかかわりの全てが、子どもの心身の成長、こころの癒しと生長に直結する。子どもの人格形成に不可欠の「安心感」と「信頼感」を持てずに育った子どもたちに、いかに安心の生活と信頼できる人間関係を回復できるかということが、処遇現場の最も切実な課題であろう。

こうした視点から、生長の家神の国寮では、創設者・谷口雅春先生が提唱された「生命の教育」を援用して、子どもの内部に宿る「その子でなければならない」「天授の才能」（神性・仏性）を

信じて、認めて、引き出すための教育を養護・養育の場で実践する。

1. 自己肯定感を高める「褒める教育」の実践

～児童ひとりひとりの「褒めポイント」を書き出し、職員間で共有する～

生長の家神の国寮では「COMMUNICATION SKILL UP 委員会」を立ち上げ（平成23年12月7日）、本園の各ユニット、グループホームにおいて、「褒める教育」の実践に取り組んでいる。具体的には、職員が児童一人一人の讃嘆すべき言動を見つけては、その場で効果的に褒めている（註3）。さらに、日報に「褒めポイント」として書き出して昼会等で発表し合い、職員間で共有している。

様々な事情で入所してくる児童には「親から見捨てられた」という思いから「自分は誰からも愛されていない、認められていない」という自己肯定感の薄い子どもが多い。ほとんどが孤独の中で不安と恐怖で一杯となり、心の中にバリアを作って、閉じこもっている。

こうした「個の孤立」状態にある子どもたちに、周囲との関係性を回復させるためには、日常の生活場面で養護養育に携わる職員が子どもたちの本来の良さを信じて、認めること、褒めることが何より大切である。「認められている！」「褒められている！」「愛されている！」という実感が、子どもたちの心に安心感を与え、「自己肯定感」を高め、「自己信頼の力」（自信力）を醸成するのである。

人は自分を信じることによってはじめて他を信じることができる。「個の孤立」から子どもたちを救い出し、心のバリアを取り払って「自立した個」として周囲の人々との良好な関係性をつくる道は、ひとえに職員の愛情溢れる、認めて褒める「讃嘆の言葉」を光のシャワーのように燦々と降り注ぐ日々の実践にかかっている。

（註3）褒め方には三段階がある。まずは一般的な褒め方。これは「〇〇ちゃん素晴らしいね！」等、漠然と「素晴らしいね」「良かったね」という褒め方。これは効果的な褒め方とは言えない。次に第二段階は、具体的なことをピックアップして、その場で十秒以内の短い言葉で端的にほめる褒め方。「〇〇ちゃん、今、お客さんに挨拶したけど、ちゃんと相手の目を見て、きちんとお辞儀ができたね！素晴らしいね！」

さらに第三段階は、次に繋げる褒め方。これが最も効果的な褒め方と言われている。つまり、「きちんと相手の目を見て、大きな声で挨拶ができたね。きっと〇〇ちゃんは、将来人から好かれる魅力的な人になれるよ！」と、ピックアップして褒めた内容が将来にどのように繋がるかを付け加えると、子どものやる気と自信を増大する効果的な褒め方になる。

2. 自己尊厳の自覚をもたせる教育

教育というものは、教え込むのではなく、本来の「円満完全性」を引き出すこと。

すなわち、子どもの内部に宿る「その子でなければならない」「天^{てんしゅ}授^{さいのう}の才能」を信じて、認めて、引き出すことが教育本来の目的である。

子どもに「自己尊厳の自覚」を持たせるためには、まず子どもと生活をともにする職員ひとりひとりが、自ら「自己尊厳の自覚」をもつことから始まる。そして、目の前の子どもの現実の姿（現象）には未だ顕れていなくても、その子どもの「本来もっている 良さ＝内部神性・仏性」（実相）が内部に宿っている！「アル」と信じることである。その上で、子どもの「本来もっている」「完全さ」「美点」「長所」を職員一人一人が 粘り強く「信じて」「観て」「讃えて」「待つ」ことによって「カナラズ」顕れる。

焦りは禁物である。「信じて、待つ」ことこそ肝要である。

それは、毎日毎日の「美点探し」であり、「長所の発見」であり、「褒めポイント探し」の繰り返しでもある。子どもは、とりわけ愛着関係のできた職員から「認められること」「褒められること」によって、実際に「自己尊厳の自覚」に目ざめ、内部に宿る「能力の宝」を発掘する日

が来るのである。

創設者・谷口雅春先生は『生命の實相』「生活篇」に次のように書かれている。

自己を決して軽んずるな。自己の能力を生まれつき少ないと信ずるな。諸君はすべて神の子であるから、誰でも天才という高貴な金鉱がその底に埋めてあるのだ。いわゆる「天才」とは割合浅いところにその金鉱が埋めてあって、発掘しやすいというにすぎぬのだ。一見「凡才」はその金鉱がやや深いところに埋めてあるがために、掘り出すのに割合努力を要するというにすぎない。しかし諸君は、深い所に埋めてある宝ほどかえってとうときものであることを知らねばならぬ。小なる宝は表面にかくしてある。表面に宝の容易に見いだされない者は幸いなるかな。掘れ、掘れ、自己の能力の宝を掘り出せ。時間をたくみに利用して掘り出せ。諸君はやがていわゆる天才よりも偉大なる能力の宝をわがものとする日が来るであろう。

3. 「コトバの力」で子どもの「能力の宝」を引き出そう！

子どもの内部生命に宿る「能力の宝」を掘り出し、引き出すのは「コトバの力」である。良きコトバは良きものを引き出し、悪しきコトバは悪しきものを引き出す。

熊本県八代市にある児童養護施設で主任指導員、副園長として従事した寺井一郎先生は、施設内で寺子屋塾を主宰し、5歳から15歳の児童と毎晩、先人の「言葉」を朗読し、発達障害と診断された子が半数近くいるなかで、朗読を続けていくうちに、皆がひとつになって大半を暗唱してしまい、長く難しい『大学』や『論語』でさえ、小学1年女児が堂々と暗唱していく見事な姿をその著書『人を點醒す』で紹介している。以下、寺井先生の体験を同著「はじめに 一燈照隅万燈照国」から引用する。

「ことば」が人体や思考に及ぼす影響は甚だ大きい。さらに人生に及ぼす影響となればそれこそ計り知れない。私たちが平生何気なく遣っている「ことば」にはおしなべてパワーが宿っている。（中略）「きつい」「だるい」「かったるい」という言葉を吐くことによって自らの行動が鈍り、怠惰な心を増長させる。或いは怠惰な自分を正当化する。また「イライラする」「むかつく」「キレル」という言葉を吐くことにより自分自身をより苛立たせたり、或いは苛立っている自分を正当化したりする。

一方、言葉には、「言^{ことば}霊」と言い表されるように、いい意味でのパワーも秘めている。昔の教育の要であった「読み、書き、そろばん」の読みは、まさに先人の残した言葉に宿っている魂に触れるという大変貴い学問であった。同時にそのような教育を通して人物を育成していた。（中略）

編者は児童養護施設で児童指導員として二歳から十八歳までの児童六〇名と共に過ごしてきた。様々な事情で入所してくる児童の中には発達障害を持った子供も少なくない。そのような子供達が将来^{かんなんしん}艱難辛苦に直面した時に、しっかりと乗り越えていくことが出来るように、また社会で立派に貢献してくことが出来るようにとの思いから、先人の遺産とも言うべき貴い「ことば」を子供達と朗読してきた。（中略）因みに小学二年の男児は四書五経の「大学」を殆ど誦んじてしまっていた。意味は分からなくても子供の成長とともに、彼らの精神的支柱を形成し、いずれ多くの実を結ぶものと確信している。

まさに、コトバの力は偉大である。

生長の家神の国寮では、「和顔・愛語・讃嘆の教育」を基本方針（理念）として養護養育を行う。施設内には、明るい笑顔（和顔）が満ち溢れ、明るいイキイキとした生きる力を引き出す「愛の言葉」（愛語）が響き渡り、職員・児童がお互いの美点・長所・よき言動を褒め合い讃え合う姿（讃嘆）を常にいたるところで見ることができる！そのような生長の家神の国寮を創出していくのである。

創設者・谷口雅春先生は、新編『生命の實相』第一巻で次のように説かれている。

言葉によってわれらは清くもなれば醜くもなり、幸福にもなれば不幸にもなるのであります。皆さんは毎朝歯ブラシで歯を磨かれるであらうでしょう。では歯よりも大切な心があることを自

覚せられねばなりません。毎朝歯を磨くのにこの大切な心を磨かないのは不合理であります。では、心はなにをもって磨くべきでありましょうか。それは言葉によってであります。皆さんもし朝起きるとひと声「ばかやろう」と家族を叱咤したならば、その日いちにち不愉快なことを自覚せねばならないでありましょう。それは言葉が悪いからであります。われわれが、自己の人生を幸福にし、家庭を明るくし、環境を良化し、運命を改善しようと思うならば、毎日すくなくとも二、三回はそのために作られたる善き、明るき言葉で心を浄め磨かなければならないのであります。それは実際われわれにとって食事をとるよりもお絶対に必要なことであります。それは心の食事であります。心に善き言葉を食して心を幸福にすれば、肉体は健康化し、運命は良化するのであります。

Ⅲ. 日本の伝統・文化を大切にする「年中行事」の実践

① “家庭的養護”における「日本の家の伝統的な生活習慣」と「年中行事」の実践

本園のユニット化（小規模グループケア）とグループホームによる“家庭的養護”の実践にあたっては、必然的に「家庭とは」「家族とは」という命題により明快な答えが求められる。

“より家庭に近いかたち”という物理的な小規模化モデルだけではなく、家庭の温もりや家族の情愛を知らずに育った入所児童に、今後退寮して社会人として自立し、それぞれが「家族」と「家庭」をもつ時に、このような家庭をつくりたい、こんな家族になりたいという理想とすべき「家庭」と「家族」のイメージをもたせる必要がある。

その意味で、理想とすべき「日本の家庭モデル」を創造していく必要がある。

具体的には、かつて日本の家庭に必ず置かれていた「神棚」や「仏壇」があり、いのちの系譜である先祖を祀り、年長者を敬い、家族仲良く助け合い、明るい挨拶が交わされ、食卓を囲む家族団らんの場があるという「日本の家庭モデル」を創出することである。

現在、各ユニット、各グループホームには「神棚」が設置され「大祓祝詞」が掲示され、毎朝、職員が率先して榊の水を浄めている。そうした職員の姿は、かつて日本の多くの家庭で見られた伝統的な「親の姿」である。また、児童の「生い立ちのふりかえり」の一環でもある「お墓参り」も職員が付き添って実践している。

更に、日本の家の伝統的な生活習慣の実践には「年中行事」の学習と実践が欠かせない。年間を通じて「年中行事」に取り組み、職員と児童がともに学び合いながら日本の伝統行事の意味を習得することに努めたい。

② 四季折々の「年中行事」の実践と子どもの人生の区切り（人生儀礼）のお祝い

生長の家神の国寮では、“日本の家庭”に伝わる四季折々の伝統行事を生活に取り入れて、子どもたちに実体験する機会をもっている。

お正月は地元の神社に初詣にでかけ、年賀の挨拶とともにお年玉を子どもたち一人一人に手渡ししながら、子どもたちから新年の抱負を聞く。

節分の豆まき、雛祭り、餅つき等を通じて伝統行事を体験する他、七夕行事では、寮主催で笹を調達して、児童と一緒に飾り付けを行う。

さらに、休日行事として、イチゴ狩り、ぶどう狩り、ハイキング等、季節感にあったものを取り入れている。

また、入学、進学を祝う会や卒業、就職を祝う会を行い、一人一人の人生の区切り（人生儀礼）を大切にしている。とりわけ、この世に生を受けたことを喜び祝う「誕生日」には必ず「誕生会」を盛大に行っている。

＜主な年中行事一覧＞

日本の家の伝統的な生活習慣の実践には「年中行事」の学習と実践が欠かせない。
年間を通じて、以下の「年中行事」に取り組み、職員と児童がともに学び合いながら
日本の伝統行事の意味を習得することに努めたい。

・1月の行事 正月、元旦、七草がゆ、成人の日

※ 門松、しめ飾り、鏡もち、若水迎え、おとそ、お雑煮、おせち料理の意味を児童に説明しながらしつらえる。

※ 初詣の意義を学びながら、地元の神社にお詣りする。

・2月の行事 節分、豆まき、恵方巻き ※節分の由来と意味を話して、豆まきを行う。

建国記念の日

※ 神武天皇が即位された日が建国記念の日として定められた意味を学習し、2680年前に建国され、世界で最も古い歴史をもつ我が国の長く尊い歴史を偲ぶ日とする。

天皇誕生日

※ 常に「民安かれ、国安かれ」と国家の安泰と国民の幸せをお祈りになられている天皇陛下に感謝を捧げる日とする。希望児童とともに「皇居参賀」を実施する。

・3月の行事 ひな祭り、お彼岸（春分の日）

※ 父母、祖父母、曾祖父母・・・と繋がる「いのちの系譜」を学び、ご先祖さまに感謝する日とする。また、お墓参りができる児童は職員とお墓参りを実施する。

・4月の行事 花祭り 昭和の日

※ 昭和天皇のご聖徳を偲ぶ日として、「自分の身はいかなろうとも国民を救いたい」と言われた「終戦の御聖断」や「マッカーサー元帥との御会見」「焦土と化した敗戦後の国民を励まされた3万3千キロにおよぶ戦後のご巡幸」等のエピソードを学びながら職員と児童が『激動の昭和史』に思いを馳せる日とする。

・5月の行事 子どもの日

※ 「端午の節句」の意味を学びながら、児童の健やかな生長を祈り、この世に生まれ、今、元気で生活できることに感謝する日とする。

母の日

※ この世に生を受けたのは、ご先祖さまと父母のお陰である。お母さんが自分をこの世に産んで下さったことに感謝する日とする。

・6月の行事 父の日

※ この世に生を受けたのは、ご先祖さまと父母のお陰である。お父さんが自分をこの世に産んで下さったことに感謝する日とする。

・7月の行事 七夕

※ 七夕のしきたりを学び、笹に「自分の夢」や「願い」を書いてつるす。

・8月の行事 お盆 ※ ご先祖さまに感謝する日とする。

・9月の行事 敬老の日

※ 長幼の序を大切にすることを学び、祖父母・曾祖父母がいる児童には、感謝の手紙等を書いて送ることを実施する。

お月見 ※ お月見の由来としきたりを学び、飾り付けをする。

秋分の日

※ 父母、祖父母、曾祖父母・・・と繋がる「いのちの系譜」を学び、ご先祖さまに感謝する日とする。また、お墓参りができる児童は職員とお墓参りを実施する。

・10月の行事 体育の日

※ 1964年に開催された東京五輪を記念して制定されたことを学ぶ。

・11月の行事 七五三 ※対象児童を連れてお詣りし、児童の健やかな生長を祈る。

文化の日

※ 明治節（明治天皇の御生誕日）を記念して制定された「文化の日」の意義を学ぶ。

勤労感謝の日

※ 「新嘗祭」を記念して制定されたこの祝日の意義を学ぶ。とりわけ、新穀を神様に奉納され、五穀豊穰を祈られる天皇陛下のお姿を学ぶ。

・12月の行事

クリスマス ※ 児童全員にプレゼントを贈る。クリスマス会を行う。

大晦日 ※ 年越し蕎麦を頂きながら、一年に感謝する日とする。



子どもは神が
育て給う